

会計年度任用職員を募集(学級介助員)

鎌倉市立小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の介助をするための学級介助員を募集します。

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員
職 種	学級介助員
募集人数	学級介助員 F 若干名
勤務内容	1 学習活動の補助に関すること 2 身の介助に関すること 3 校内における移動の介助に関すること 4 休み時間及び担任教諭不在時における安全確保に関すること 5 校外学習又は学校行事の際の付添い及び介助に関すること 6 その他必要に応じて所属長または学校長が指示すること
応募資格	特別な支援を必要とする児童生徒の介助に意欲のある人 (小・中学校の教職経験・介助経験があればなお可) ※ 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
任用期間	採用の日から令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日まで (5 年を限度として、更新の場合あり)
勤務日数	学級介助員 F 月 14 日(学校行事等により勤務日数の調整を行う場合あり。8 月は勤務なし。)
勤務日	学校と調整して決定(原則として土・日・祝日を除く)
勤務時間	午前 8 時から午後 4 時までの範囲の中の 6 時間。(休憩時間 1 時間を含まない)
時間外勤務	宿泊行事に同行する場合は、所定労働時間を超える勤務となります。
勤務場所	鎌倉市立小・中学校(勤務校は選べません)
報酬額	日額 7,878 円(令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日時点) その他、期末勤勉手当の支給あり
交通費	自宅から勤務地までが片道 2.0km 以上である場合に支給 (公共交通機関の場合は実費弁償、自転車等の場合は、使用距離に応じた額を支給)
休暇	年次有給休暇、療養休暇、忌引休暇等

加 入 保 険	労働者災害補償の適用あり 雇用保険及び社会保険（厚生年金・健康保険）の加入なし ※配偶者等の健康保険の被扶養者である場合、収入の額によっては被扶養の対象外となることがありますので、ご注意ください。
申 込 方 法	所定の申込書に記入し、電話連絡の上、持参又は郵送してください。 <u>郵送の場合は「特定記録」など配達記録を確認できる方法での郵送を推奨します（郵送中の事故等による未着等については一切の責任を負いかねます）。</u> ※申込書は、鎌倉市ホームページからダウンロードすることができます。 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 第 4 分庁舎 鎌倉市教育委員会 学びみらい部 学校教育課 電話：0467-61-3812（平日の 9 時～12 時及び 13 時～17 時）
選 考 日	集合時刻及び場所については、電話連絡にてお知らせします。
選 考 内 容	書類審査（申込書記載内容）及び面接
合 否 結 果	選考後、2 週間程度で郵送にて連絡します。
合格から採用まで	1 最終合格者は、会計年度任用職員採用候補者名簿に成績順に登載され、登載日以降の採用となります。 2 採用候補者名簿登載の有効期限は、登載日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までです。 3 合格者が採用予定人数を超えた場合は、名簿登載有効期限内に新たに採用の必要が生じた際に、名簿登載者の上位から採用します。<u>（必ず任用があるとは限りません。）</u> 4 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。
そ の 他	受験の際に提出された書類はお返しできません。 詳細は学校教育課教育指導担当までお問い合わせください。 TEL 0467 (61) 3812